

平成20年度 第1回成果発表会

効果的な行政対応態勢の確立：一元的危機管理対応体制の確立【重川チーム】

被災者生活再建にかかわる災害対応業務分析

富士常葉大学大学院環境防災研究科 教授 重川 希志依

2009.02.27

被災者の生活再建にかかわる一連の業務を対象

- 建物被害認定調査(自治事務) } ➡ 約1年間
- り災証明書発行(自治事務) }
- 仮設住宅建設・維持管理(災害救助法) ➡ 約2年間
- 住宅応急修理制度(災害救助法) ➡ 約半年間
- 災害廃棄物処理(災害廃棄物処理事業) ➡ 約2年間
- 被災者生活再建支援制度(被災者生活再建支援法) ➡ 約3年間
- 生活再建相談窓口業務 ➡ 約3年間

2004新潟県中越地震小千谷市のケース

- 人口 40,737人(H17.3.31)
- 市職員数 370人(H17.4.1)
- 年間予算 約160億円
- 建物被害 全壊647棟, 大規模半壊361棟
半壊2,349棟, 一部損壊7,768棟

2004新潟県中越地震小千谷市のケース

- 平成15年度 歳入総額 16,528,994千円

市税 5,152,352千円(31%)

地方交付税 4,327,542千円(26%)

地方債 1,790,800千円(11%)

2004新潟県中越地震小千谷市のケース

平成16年10月23日地震発生

	歳入総額(千円)	歳出総額(千円)
平成15年度	16,528,997	15,945,285
平成16年度	23,337,727	20,546,914
増減(千円)	6,808,730	4,601,629

普通会計決算

2004新潟県中越地震小千谷市のケース

歳入変化

	平15年度(千円)	平16年度(千円)	増減(千円)
市税	5,152,352	5,072,892	-79,460
普通交付税	3,691,319	3,548,269	-143,050
特別交付税	636,223	4,220,369	3,584,146
県支出金	706,383	2,291,104	1,584,721
地方債	1,790,800	2,541,300	750,500

+約60億円

2004新潟県中越地震小千谷市のケース

災害救助費

	事業費合計(千円)	うち一般財源(千円)
平成16年度	1,769,568	140,204
平成17年度	1,522,562	428,788
平成18年度	580,204	194,993
計	3,872,334	763,985

救助費の80%は仮設住宅(阪神・淡路大震災時)

2004新潟県中越地震小千谷市のケース

災害廃棄物処理事業費

	事業費合計(千円)	うち一般財源(千円)
平成16年度	493,507	210,507
平成17年度	1,748,287	665,049
平成18年度	1,263,313	664,800
計	3,505,107	1,540,356

2004新潟県中越地震小千谷市のケース

災害廃棄物処理事業

- 事業期間 平成16年11月21日～平成18年10月21日
- 解体想定棟数 2,632棟(住2,266棟, 非住366棟)
(全壊+大規模半壊+1/2半壊)
- 処理瓦礫量 279,500 t
- 1棟あたり発生瓦礫量 106 t
- 事業費合計 3,505,107千円
- 1棟あたり事業費 133万円(査定額160万円)

2004新潟県中越地震小千谷市のケース

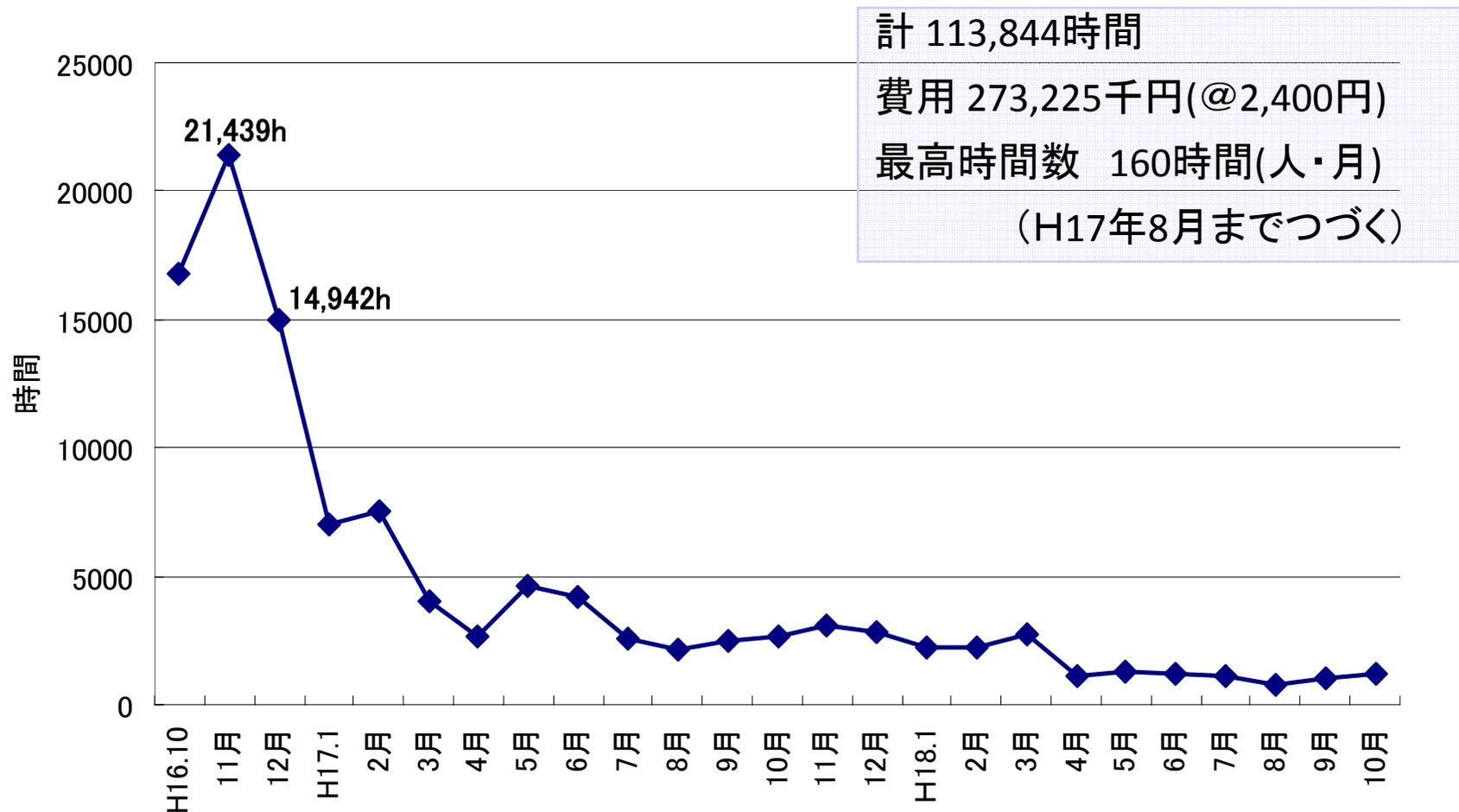
住宅応急修理制度

- 事業期間 平成16年11月1日～平成17年3月31日
- 制度利用件数 1,467件
- 1件あたり作成書類
A4版15枚
- 作成書類総頁20,000枚



2004新潟県中越地震小千谷市のケース

市職員時間外勤務状況



2004新潟県中越地震小千谷市のケース

他都市応援職員数

業務種別	期間	延べ人数(人日)
避難所運営	H16.10.31~H16.12.25	1,522
保健師	H16.10.28~H16.12.27	1,479
建物被害・り災証明	H16.10.26~H17.4.30	1,231
相談窓口業務	H16.11.17~H16.12.25	661
災害廃棄物処理	H16.11.2~H16.12.27	1,269

計 6,162人日

費用 216,000千円(@35,000円)

研究の進め方

①業務の全体像を俯瞰・イメージする

- 災害対応経験者を対象としたエスノグラフィー調査の実施と対応プロセスの把握

②業務遂行手順の検討

- エスノグラフィー調査結果に基づく処理手順の解明とヒアリング調査による補足

③業務遂行の背景となった要因，決断に至った理由

- エスノグラフィー調査結果から暗黙知の抽出

④作成した書類，帳票の付与

研究の進め方

事例	対象	内容
阪神・淡路大震災	神戸市	業務ごとに実施したエスノグラフィー調査結果の活用
新潟県中越地震	小千谷市	業務ごとに実施したエスノグラフィー調査実施 災害対応状況の参与観察結果 作成書類・帳票等収集
能登半島地震	輪島市 穴水町	業務ごとに実施したエスノグラフィー調査実施 災害対応状況の参与観察結果 作成書類・帳票等収集
新潟県中越沖地震	柏崎市	建物被害認定調査対応状況の参与観察結果

①対応プロセス理解のための災害エスノグラフィー作成

テーマ：建物被害認定調査

再調査の苦労

次の日から普通に出て、すぐ1次調査に行かせてもらいましたが、次の日からそのままインフルエンザがうつってしまい、数日間ダウンしてしまいました。

その後、また帰ってきて、すぐ1次調査にまた入るのかと思いましたが、病気の影響もあり、中の仕事をずっとしていました。2次調査に復帰して、その後、再調査という形に入っていきます。やはり、当時は、みんなびりびりして、仕事というよりも、やはり何というか、人助けでもないですが、とりあえず仕事とも思えないぐらいの忙しさという感じで、本当に何をしていたのか、あまりはっきり覚えていないぐらい忙しかったと思います。

基本的に、僕が再調査をメインで入って入っているのだから、調査をやっていく上でやはり最初というのは、お金の話が出ていなかったのが結構スムーズに進んでいきましたが、義援金なりお金の話が出てくるとどうしてもやはり欲が出るのか。調査に行っても、明らかに自分でも無理だと理解していますが、家の状況ではなく、お金の話から入ってくる場合があったので、そこはどうしても納得してもらえないところはきつかったかなというところ。大概の人は、話をすれば理解してもらえて、納得してくれましたが、一握りですが、そういう方たちの対応は、結構大変だったと思います。

そういうこともありながら、再調査に関しては、ちょっと荷物が多いかなどいうのはあって、とりあえず行って見て、調査して、「あ、これを忘れていた」ということもあったり、後はデジカメなり電池の替えがなかったり、調査票が急いでいたりするので、ぐしゃぐしゃになってしまったり、あと、雨の日というのもやはり大変です。そういった面では、整理できている部分があれば、もっとスムーズに行けたかと思う部分はありました。

こなしめて、大体流れをつかんで、あとは、そこからだんだん自分のものにしていったかというのはあるかと思えます。やはり、計算になると、ちょっと時間も掛かりますし、説明もやはり時間が掛かるかと。

テーマ：震災ゴミ処理

仮置き場の確保

どういう状況なのか分からなかったのだから、当初は通常の形ですけれども、処理場自体、焼却場も不燃の処理場も使えないという連絡が入っていました。そのため、仮置き場ということで、係長ともう一人担当が場所探しをしました。少し程度であれば置ける場所はけっこう市内に幾つもあるのですが、これだけ全体的に被害を受けたような状態の中でごみを相当量置くようなくスペースというのはなかなか見つからなかった。

仮置き場の広さの読みとしては、あのときは全くありませんでした。まず場所がない状態で、ある程度考えていたのは可燃ごみだったのです。あのころはまだ非常に気温も高かった関係で、やはり生ごみ系統、容器包装ですね。衛生上の問題がある部分だけ考えてまずそれを置ければいいと。埋め立てとか、一時的にどこか置いておいても支障にならないものは後回しということが最初にあったのです。ですから、そんなに広いスペースはなくても何とかかなかと。正直言って、ほかの施設に持ち出しという頭でいたのだから、その中で対応できると思っていたのです。運動公園とか、山地にあるところとか、場所がなければ一時的に置く部分はほんの仮置き程度でそれでまた場所を動かさばいいという考え方をしていたのです。情報がある程度どんどん入ってくる中で、大原さんが全くだめだという状態など、広い土地が必要になってきて。目をつけたところをいろいろ全部回ったのですが、みんな断られました。まず河川は国交省がだめだと。運動公園の駐車場などに行ったのですが、もう遅くて、緊急車両ですね。消防自動車と救急車がたくさん来ていて、場所を探るのが一苦労だったのです。

ただ、これだけ緑と山に恵まれているのですが、なかなかいい適地がないのです。理由は分かるのです。やはり、環境汚染の問題があります。生ごみ系統ですと、汚水が地中に埋まって、それが漂流水になり、河川水に入ってしまった場合、この信濃川は水源で、新潟市のほうまで随分水源として利用していますので、そういう問題点もあるということで、好ましくないとされました。

①対応プロセス理解のための災害エスノグラフィー作成

テーマ：住宅応急修理制度

業務の立ち上げ

もともと建築の係は2人しかいなかったのですが、応急修理制度は私とイケバタと2人でやりました。支払い関係というのは関係するので庶務関係も一緒にやろうということで、4人チームで。

応急修理制度について実際動き始めたのは、罹災証明の調査が終わるめどをつけたのは14日でした。その14日に終わっていたんですけども、住宅の応急修理制度もあるということで、9日の週ですか、その週、実はもう来週からは応急修理制度の説明会もやらないとだめだということで、4月9日の週から少し時間を見て準備はしていました。まず取り急ぎ、業者さんの説明会を3回に分けてやりました。

輪島地区、門前地区、穴水地区で、能登半島の大工さんのリスト情報を仕入れて、この3つくらいやればとりあえず対応できるんじゃないかなということで、4月17日に輪島地区の、輪島市の建築組合を集めて説明会を開きました。

受け付け業務は支援室で4月、支援室を設けたのは17日から。諸岡地区からスタートして、4月17日から受け付けも開始されました。取り急ぎ、制度を理解するのに、県から送られてきた紙の資料がちょっとわかりにくい資料だったので、我々2人でとても対応できるはずはないと思ったので、こういうマニュアル的なものを、エクセルで打っている時間もなかったんで手でささっと書いて、初めはこれを見て、こんなことをやるんだよというのをイケバタ君と確認して、その後は庶務係にも全員に渡して、だれが来ても対応できるような形でフローチャート式にこんなものをつくりました。

データ管理

データ入力関係は、長岡市からアクセスでデータベースみたいにつくったやつがあったんで、それを輪島市バージョンに改良して、そこに随時入力して、だれが見ても、とりあえず手配がかかっているのかとか、見積もりが来たのかとか、支払いが終わったのかっていうのを、一応、全員がネットワーク上で確認できるシステムにしたほうがいいたろうということで。手配関係はエク

テーマ：仮設住宅の維持・管理

入居者の不安解消

入居者にとっては情報不足というのがいちばん不安のもとなんです。そこで、仮設住宅の入居者だよりというのを我々の課で作ったんです。6月1日に発行して支援情報などをタイムリーにいったということです。こんな形で、行政からの情報だけでなく、地域行事や、いろいろな支援のニュース、ごみのこととか、そういうニュースを各戸に配布することで情報不足を解消して、少しでも不安解消になったかなということです。

あと、行政と仮設住宅・地域とのパイプみたいなものを我々も作りたかったのですが、仮設住宅で連絡会などのまとまりができませんと呼びかけた。そうすると、前に住んでいた所で自治会の役員してたとか、それから避難所でリーダーをしてたとかですね、そういう方が現れました。

やっぱりいちばん最初は、ぬかるみ問題。それから夜になったらもう真っ暗、街灯ですね。それから、ごみの投棄ですね。やっぱり地域で何らかのまとまりをということで、自治会ができた。7月になりますと、仮設住宅の自治会の代表者の方ばかりを集めて設備の改善なんかのお話をする。それでもう安心されますよね。

本庁サイドからすれば、地域のそういうまとまった住民組織から要望を出しているということで、判断基準としての条件がそろうということで、入居者と地域の周辺の自治会、a区管内の各種行政機関との連携が割とスムーズにいったのではないかなと思ってます。

地域コミュニティとの橋渡し

不正利用は、見回って、恒常的に住まれていないという状況があれば貼紙で告知して、明確な答えがない場合には一定期間置いて鍵を替えてしまっ、新たにこれも再度提供するなど、ある程度、市民の目線で対応をしていったと考えてます。

解消するに当たっては、伝聞ですが、仮設住宅を出る場合の事情というのは一人ひとり違いますから、個々の事情を調べていって、それをふまえて地道に

②業務遂行手順の理解

1	ゴミ処理施設被害調査の実施	焼却処理場の被害把握・残存処理能力確認			
		不燃物処理場の被害把握・残存処理能力確認			
		ゴミ処理施設復旧時期の予測			
2	ゴミ発生量の推計	避難所からのごみ発生量の推計			
		在宅地域からのゴミ発生量の推計			
		粗大ゴミ発生量の推計			
3	ゴミ処理計画の策定	家庭系(一般廃棄物)震災ゴミの処分方針決定	分別方法の決定		
			処理方法の決定	焼却処分対象ゴミ処理方法の策定	焼却処分品目の検討
					焼却処分場の確保
				埋め立て処分対象ゴミ処理方法の策定	埋め立て受け入れ先の確保
					埋め立て受け入れ先の処理能力の把握
					ゴミ破砕機の確保
				リサイクル処分対象ゴミ処理方法の検討	リサイクル対象品目の受け入れ先の確保
					缶・瓶・ペットボトルの受け入れ先確保
			収集順位の検討	衛生面を配慮した優先収集品目の検討	生ゴミ・容器包装プラスチックの優先収集
				安全面を配慮した収集方法の検討	
				被災者の生活回復を配慮した収集計画の策定	1.ガラス・陶器類の収集
					2.ストーブ等やや大きめの収集
					3.箆筥・布団など大物の特別収集
			集積場、仮置き場、最終処分場の検討		
			受け入れ先の処理条件に合わせた分別方法の検討		
		事業所系(産業廃棄物)震災ゴミの処分方針決定	費用負担等処理方針の決定		
			対象品目・収集時期・集積場所の検討		
4	ゴミ仮置き場の確保	必要面積の算定			
		候補地のリストアップ			
		候補地管理担当との交渉			
		候補地周辺住民との交渉			

②業務遂行手順の理解

		環境対策の検討	水質検査の実施		
5	ゴミ収集・処理体制の確保	人員・車両の確保	委託業者・許可業者の動員		
			他都市応援の要請		
		日々の配車計画の策定	発生ごみ量・種類の予測		
			稼働可能車両数の把握		
			動員可能人員数の把握		
		収集・運搬・搬入ルートを検討	幹線道路情報収集	災害対策本部からの情報収集	
			生活道路情報収集	ごみ収集車両からの情報収集	
6	ゴミ処理計画の見直し	処理施設復旧状況に伴う収集計画の見直し			
		応援活動に伴う収集計画の見直し			
7	応援活動の受け入れ	県を通じた応援要請実施			
		直接申し入れの応援受付			
		応援自治体・車両・人員リスト作成			
		地理不案内への対応	地元業者と組み合わせた配車計画策定		
			収集場所・搬入路地図作成		
		応援引き上げ時期の検討			
8	住民への広報	市報を通じた広報計画策定	収集品目と収集スケジュールの決定		
		チラシ・回覧板等による広報計画策定	収集場所の決定		
		説明会による広報計画策定	ゴミ出し分別方法の決定		
			その他注意事項の決定		
9	苦情処理対応	苦情処理体制の検討	担当者の選定	2ヶ月間は昼間仕事にならないほど苦情電話が殺到	
			対応記録表の作成	家庭系ゴミ処理が一段落すると嘘のように静かになる	
			対応方針(マニュアル)作成		
			担当者に対する最新情報提供		

③背景となった要因，決断に至った理由(暗黙知の共有)

該当項目	理由・背景など
3-1-2-3	<p>ペットボトルや缶、瓶など、いわゆる不燃物関係についても、係長、補佐が中心になって、受け入れ先をいろいろ探してくれました。缶、瓶、ペットボトルについては、資源として再利用できるところで受け入れてくれるところを探して、そちらのほうに徐々に運び始めたり、不燃物については、運び込んだ後、破碎して金属類、いわゆる資源になるようなものを除いた後、処分場のほうに残渣だけを運び込むような形で処理ができるようになりました。</p>
3-1-3-1	<p>2日間で、とてもそのやり方ではだめだということで、3日めの土曜日から衛生面を考えました。生ごみや不燃ごみもありますが、土曜日から始めたのは燃やすごみと容器包装プラスチックだけでした。</p>
3-1-3-2	<p>応援に来たプレスのパッカー車で煙が出たり火が出たということが4回か5回ぐらいありました。初めての経験でした。やはり危ないです。ガスが復旧していないので、ガスボンベとコンロを配りますね。使い切っていないで、それらをみんなごみで出すわけです。それで、プレスパッカーの中で圧縮をかけると、何かの拍子でそれに火がついて。一度はその不燃の山から火が出ました。ボランティアさんをお願いして、ボンベの見えるものはみんな取りましたけれども、重機でこうやったりしているときに火花が出たりしてボンベに火がつく。</p>

③背景となった要因，決断に至った理由(暗黙知の共有)

該当項目	理由・背景など
3-1-3-3	回収を始めた当初は、生ごみ系統を中心にごみの発生量が非常に多かったのですが、しばらくすると変わって、不燃ですね。地震で壊れたものが非常に多いので、家財の関係で壊れたものが非常にたくさん出るようになりました。
3-1-3-3	一時期のパニック状態が落ち着くと、今度はある程度大きいものです。いちばん最初にやったのがガラス・陶磁器類の回収です。それに続いてストーブとか金属類のちょっと大物だけをやりました。そこが一段落したら、たんすや布団など、非常にいっぱいありますので、それらを特別収集ということで2回に分けてやりました。
3-1-5	処理場が稼働できない以上、受け入れ先の条件に合うような形でごみを収集できなければ、ごみはたまる一方になります。搬出できる状態でごみを集めようということでした。
3-2	お店屋さんが出されるケースがあります。聞けば、「いや、家庭のやつです」と言うのでしようけれども、明らかにそういうものがたくさん出ます。あとは「ごちゃ満載」になったごみ、分別できていないごみがどうしても出ます。それはどうしたらいいか、なんで持っていけないとか。お店屋さんから出るものは、一般の家庭ごみとは別に、事業所系ということで有料になるのです。

③背景となった要因，決断に至った理由(暗黙知の共有)

該当項目	理由・背景など
5-1	<p>当初は、次の日の収集をどういう形でやるかというので、朝方になってやっとできました。それを持って、応援車両の集合場所等あるので、そこで業者のほうに「こういう収集で」とお願いしたりしました。その後も1週間単位で応援の車にどこに回ってもらうかという配車の関係で苦労しました。全然土地勘のないかたが来られますので、しょうがないですけども。</p>
9-1	<p>一段落すると、目の前のごみを早く片付けろと。何でもいいから早く片付けろと。「家屋の関係はとりあえずちょっと待っていてください」というお願いをしても、みんな出されるわけです。そして、「なんで置いていった」とか、苦情です。茶わん関係の陶磁器類が出ますね。「できるだけ一度に出さないで、ずっと続くので分けて出してください」と言っても、たくさん出ます。そして、収集に時間がかかって、「まだ来てない」と。</p>
9-1	<p>不燃関係の収集を始めるので、その前までに出された「ごちゃ満載」に出されたゴミも仕方ないから一度目をつぶって全部片付けようと。片付けたらまた電話が来て、「私たちは協力しているのに何でこういうごみを集めるのですか」と。いろいろです。</p>

③背景となった要因，決断に至った理由(暗黙知の共有)

該当項目	理由・背景など
9-1	<p>集めれば集めたで、きちんと協力している人は、「協力してないのを集めるのだったら協力はもうしませんよ」と。当然ですね。それで、うちのほうはもうだめだなと思って、いったん集めないようにしようと。いろいろあります。11月いっぱい仕事にならないほど電話がかかってくるような状況が続いたし、12月に入ってもまだ鳴りっぱなしです。後半になれば、今度は家屋関係のごみの処理をどうするかという話 comes。片付いてしまえば、あとは全然何も来ません。とにかく目の前からなくなってみれば何もないのですけれども。</p>
9-1	<p>私どもも守らないものは集めませんでした。集めないのではなく、「こういう形で集めているので協力してください」と。そうでなくても、災害なのだから何でもいいではないかと、みんなそういうふうになります。それを一度やると、せつかくずっと分別してきた今の収集の実績が、ここへ来てすぐ没になってしまいます。「震災ごみ」という名前をつけてしまうと、何でもいい、何でも震災ごみだということになってしまう。</p>
9-1	<p>いつも話をしているのですが、片付けて「ありがとう」と言われることはほとんどない(笑)。怒られることばかり(笑)。</p>

④作成書類・帳票の付与

別紙4

ごみ収集の再開について！

10月28日（木）から

ごみの収集を再開します。

できる限りいつも通りにごみは決められた種類ごとに分け、決められた日の朝8時までには、収集場所に出してください。

道路状況等により収集に時間がかかることが予想されますので、なるべく一度にまとめて出さず、何回かに分けて出してくださいようお願いします。

当分の間、処理場へのごみの直接搬入はできません。

ご協力をお願いします。

小千谷市 市民生活課

お問い合わせ先 TEL 83-3509

別紙5

ごみ収集品目の変更について！

10月30日（土）から

衛生面の確保から、30日より当分の間、「可燃ごみと容器包装プラスチック」のみ指定された曜日に収集します。

埋立、不燃粗大、あきかん・あきビン、ペットボトルの各ごみについては、恐れ入りますが保管をしてくださるようお願いいたします。また、川井・岩沢・真人・東山・山辺（一部）の各地区は、道路事情により収集を行いません。収集を開始する際には、事前に周知いたします。

市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

なお、大原と時水の各処理場は、現在使用できない状態ですので、ごみは直接搬入できません。

ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 市民生活課 TEL 83-3509

④作成書類・帳票の付与

別紙

ごみの出し方について（お知らせ）

11日（木）より下記のとおり収集を行いますので、ご協力をお願いいたします。

—ごみの出し方の注意事項—

- ・ごみは、決められた場所に出してください。
- ・ごみは、決められた種類ごとに、決められた日に出してください。
- ・ごみは、3回位に分けて出してください。
- ・ごみ収集場所の付近には駐車をしないようにお願いします。（収集作業をスムーズに行うため）
- ・ダンボール、新聞紙、雑誌については、一時保管をお願いいたします。（別途、回収を計画しています。）
- ・11月23日（火）は、通常の収集を行います。
- ・浦和、東山地区、岩沢地区の一部を除く地域で収集を行います。

ごみの種類		収集日
あき缶・あきビン		11日より決められた曜日出してください。
ペットボトル		11日より決められた曜日出してください。
埋立ごみ	ガラス類・茶碗など陶磁器類	11日より決められた曜日出してください。
	上記以外	18日より決められた曜日出してください。
不燃粗大ごみ (10kg以内のもの)	金属類(ストーブ、自転車、扇)	11日より決められた曜日出してください。
	履物、ガスレンジ、スノーダンブなど	
	上記以外	18日より決められた曜日出してください。
可燃粗大ごみ	本製風呂類、布団など	21日(日)と28日(日)に収集を予定しています。(詳細は、後日お知らせいたします。)
		決められた曜日出してください。
燃やすごみ		(生ごみを優先に出してください。)
容器包装プラスチック		決められた曜日出してください。

※クリーンスポット大原とサンククリーン時水は現在使用できない状態です、ごみの直接持ち込みはできません。

平成16年11月8日

問合せ先：市民生活課 TEL 83-3509

至急回覧

お願い!

◎ごみの出し方の注意事項を必ず守ってください。

- ・ゴミの分別にご協力ください。
- ・朝8時まで、各町内の決められたゴミ収集場所に出してください。
- ・ごみは、一度に出さず数回に分けて出してください。
- ・殺虫剤、カセットボンベなどのスプレー缶は使い切って、安全なところで必ず穴を開けてから出してください。
- ・ストーブ、ファンヒーターの灯油は抜いてから出してください。

☆市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

市民生活課

TEL 83-3509

④作成書類・帳票の付与

至急回覧

別紙7

可燃粗大ごみの特別収集について

地震で壊れた木製家具類、布団などの可燃粗大ごみを下記の日に特別収集します。特別収集の日の朝8時30分までに「災害ごみ」と明記して町内のごみ収集場所、または、町内会が別に指定している場合はその指定場所に出してください。なお、特別収集日以後は、保管しサンクリーン時水が復旧しましたら直接搬入してください。

片貝 (高梨、五迎含む)	一之町一区～五区、二之町、茶畑、町裏、表三之町、稲塚、長敷、四之町、清見、新屋敷、五之町、八島、沼田、池津、山屋、渡巣、高梨、五迎	11月 21日
東小千谷A	木津町、木津回地、津山町	11月
川井	内ヶ巻、本田、新田、真皿、冬井、戸屋	11月
岩沢	第一区、前中、山谷、市ノ口、若山、外之野、大塚	11月
真人	上野、万年、栗山、本町、千三、鎌倉山、石巻、中山、津島、前之島、市之原、山崎王、戸久保、宇野、北山	11月
東小千谷B	藤生、東栄、元中子、福澤町、山寺、迫町	11月
横浦	佐渡	11月 21日
西小千谷	土川(若葉1丁目含む)、上ノ山、本町、平成、稻荷町、元町、日吉、船岡、栄町	11月
山辺 (谷内を除く)	山本、西中、池ヶ原、吉田、池中新田、(上)坪野、細島、塩殿、卯ノ木、上片貝	11月 28日
城川 (千田)	千谷川、城内、時水、櫻町(上)、(中)、(下)、山谷、両新田(若葉2、3丁目含む)、藪川、平沢、(下)坪野のみ	11月 28日
(山辺)	谷内のみ	11月
吉谷	打越、上杉、水口、滝谷、藤田沢、高畑、茶舎、二俣、遊入、臼ツ子	11月
千田	三仏生、千谷、小栗田 ((下)坪野を除く)	11月 28日

平成16年11月15日

問合せ先 市民生活課 TEL83-3509

別紙10

回覧

ごみの出し方について(お知らせ)

ごみの出し方については、災害時の緊急措置として下記のとおり取り扱ってきましましたが、12月9日(木)限りで廃止させていただきます。

つきましては、12月10日(金)より災害前と同じ取扱いとなりますのでよろしくお願いたします。

なお、東山地区については、当分の間、別途ご連絡するまでごみを各自で保管願います。

【災害時の緊急措置】

①不燃粗大ごみ(10kg以内)は、市役所市民生活課で受付をせずに出してよい。

②ガラスなど危険物は、土のう袋や肥料袋等にに入れて出してもよい。



12月10日より

- ①不燃粗大ごみ(10kg以内)は、市役所市民生活課で受付(電話可)をして出してください。
- ②ガラスなど危険物は、新聞紙などに包んで透明又は半透明な袋に入れ袋にキケンと表示する。

※サンクリーン時水、クリーンスポット大原への直接搬入は、当分の間できません。直接搬入が可能になり次第ご連絡いたします。

◎ごみの出し方の注意事項を必ず守ってください。

☆市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

平成16年11月30日

お問い合わせ先

市民生活課

TEL 83-3509

首都直下地震の特殊性を前提とし、被災者の生活再建支援に資する対応策のあり方の枠組みを構築し、実現可能性のフィージビリティを検証する。

- ・ 生活再建支援策全体の一貫性確保の必要性
- ・ 自治体に加え保険業界や建設業界など生活再建に関わるステークホルダーの地震時の業務分析と役割分担のあり方検討
- ・ 行政間連携、専門技術別間連携、異業種間連携を統合的に運用するガバナンス確立
- ・ 建物被害認定手法（自己診断調査・非木造集合住宅調査）のあり方
- ・ 被災者生活再建支援法にかかわる支援策のあり方健闘
- ・ 自力再建可能層に対する支援策のあり方検討
- ・ 階層別被災者相談窓口業務のあり方検討